

統計調査手法の見直し

全国

○令和7年国勢調査について、2024年度に実施した試験調査の結果を踏まえ、郵送配布方式の導入を可能とするための国勢調査令の改正を、2025年4月に行った。

規制改革の内容

現行

- ・国勢調査等において、正確な調査結果を得るため、居住実態を確認の上、調査員による調査票の配布・回収を行っている。
- ・一方で、調査員の高齢化やなり手不足、住民のプライバシー意識の高まりといった社会的背景から、調査員事務の軽減が必要となっている。

措置

- ・調査員による調査票の配布・回収の段階的な縮小に向け、郵送配布方式の導入を可能とするための国勢調査令の改正を行う。

効果

- ・住民のプライバシー意識等に配慮した調査環境の実現
- ・調査員の負担軽減、地方公共団体における調査員事務の軽減

規制改革の概要

現行



- ・国勢調査等において、調査員が調査票を直接世帯等に配布することが、国勢調査令等で定められている。
- ・調査員の高齢化や人材確保難、統計調査を取り巻く環境の悪化(プライバシー意識の高まり、昼間不在世帯の増加等)により、調査員による調査票の直接配布や回答の回収が、年々困難となっている。

措置



- ・令和7年国勢調査について、2024年度に実施した試験調査の結果を踏まえ、郵送配布方式の導入を可能とするための国勢調査令の改正を、2025年4月に行った。
※「特別あて所配達郵便」の活用を予定
- ・令和7年国勢調査の実施状況等を踏まえ、令和12年国勢調査における郵送配布方式の対象範囲の拡大、地方公共団体の事務負担軽減方策を検討する。